

# 島根県エイズカウンセラー派遣事業概要

## 1 目的

エイズ医療のカウンセリング機能が不足している県内の医療機関並びに医療機関及び保健所が実施する抗体検査結果の陽性告知の際にカウンセリングが必要な場合に対して、カウンセラーを派遣することにより、患者・感染者等に対する心理的ケアを行い、県内医療機関のエイズカウンセリングの充実を図り、島根県でのエイズ治療の推進を図る。

## 2 実施方法

島根県が島根県臨床心理士会に対し、事業を委託して実施。

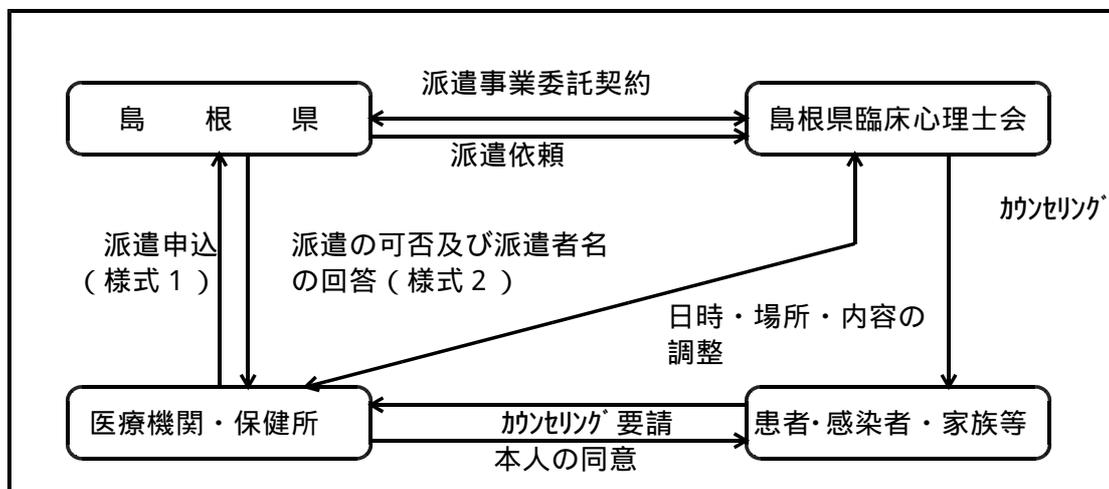
## 3 対象

- (1) エイズ患者・感染者
- (2) エイズ患者・感染者の家族等
- (3) エイズ患者・感染者にかかる医療従事者

## 4 派遣するケース

- (1) 患者・感染者のカウンセリングについて、本人の同意をもとに医療機関から派遣申請があったとき。
- (2) 医療機関もしくは保健所におけるHIV抗体検査結果陽性の告知に際して、医療機関もしくは保健所長から派遣要請があったとき。
- (3) 患者・感染者又はその家族等からカウンセリングの希望があり、医療機関もしくは保健所を通じて派遣申請があったとき。

## 5 エイズカウンセラー派遣事業派遣システム



：派遣が可能であった場合について、様式2による回答は県からいたしますが、日時、場所及び内容については、実際にカウンセリングを行う臨床心理士と医療機関・保健所とで直接調整を行っていただきます。

## 6 派遣申し込み先

島根県健康福祉部薬事衛生課感染症グループ

受付時間：平日 8：30～17：00

〒690-8501 松江市殿町1

TEL 0852-22-6532

FAX 0852-22-6041

FAXについては、送付内容の取り扱い及びFAX番号のかけ違いがないよう十分お気を付けください。

